

平成23年度『わが社におけるCO2削減に向けた取り組み』

神奈川中央交通株式会社

当社では、毎年エコドライブ強化月間中に「環境にやさしいエコドライブ推進運動」を実施しています。

この運動は一人一人が環境にやさしい運転操作を心がけ、燃料を節約し保持料の向上を図ることが、排出ガスを抑制することにつながることになるため、重ねて従業員に対して意識の高揚を図ることを目的としています。

なお、主な内容は下記のとおりとなります。

記

・重点実施項目

環境にやさしい運転の励行（環境にやさしい運転）

- ① 車庫内、ウォーミングアップは5分以内を目途に、その他については停車しだいでエンジンを切る。
- ② アイドリングストップを実施し、ターミナル、折返し場での待機中はエンジン停止。
- ③ シフトアップは早めに、出来るだけ一段上のギア走行、空吹き厳禁
- ④ 経済速度で等速運転の励行
- ⑤ 急発進と急加速はしない
- ⑥ エンジンブレーキとエキゾーストブレーキの有効活用
- ⑦ 急ブレーキを避ける。
- ⑧ タイヤの空気圧を適正にし、エアコンは適正温度で使用。
- ⑨ その他あらゆる省エネに心がける。

・車両管理の実施事項

- ① 車両の定期点検の完全実施
- ② 噴射ポンプ点検、その他燃料保持料の向上に関するものの点検整備。
- ③ エンジン回転警報装置のデータを活用し、乗務員に対し指導教育の実施。
- ④ 本社車両課及び、整備管理者による該当での黒煙等の調査実施。

・意識の高揚

全従業員に本運動の趣旨と意識の高揚を図るため、次の措置をする。

営業所出入り口に「環境にやさしいエコドライブ推進運動実施中」の立て看板を掲出する。

- ① 営業所内に「環境にやさしい運転」を掲示する。
- ② 営業所内の点呼執行所付近に実施要領を掲示する。

・社内査察の実施

- ① 本社運輸営業部管理者による添乗査察および該当指導を実施する。
- ② 営業所内の点呼執行所付近に実施要領を掲示する。

・結果報告

実施期間終了後、結果を取りまとめる。

以上

添付資料

- ・実施要領
- ・環境にやさしい運転
- ・街頭調査表（黒煙）
- ・実施計画
- ・実施結果報告
- ・掲示物（本社および各営業所）

運 営 部 通 第 号
平成23年10月 日

営 業 所 長
殿

運 輸 営 業 部 長

環境にやさしいエコドライブ推進運動の実施について

地球温暖化やディーゼル車排気ガス問題は、ますますその厳しさを増している。こうした中、改正自動車NO_x・PM法が平成14年10月から、1都3県（東京都、神奈川県、埼玉県及び千葉県）の環境確保条例による車種規制が平成15年10月から施行された。平成18年4月1日からは省エネルギー法が改正され、CO₂やNO_xの排出量を国土交通省へ報告する義務が課された。このように環境問題への対応はバス事業者が当面する最重要課題となっている。

また、事業用バスのエコドライブによる燃料消費量の削減は、環境問題のみならず、経営上の観点からも極めて重要である。このため「環境にやさしいエコドライブ推進運動」を実施する。

よって、所属従業員に周知徹底されたい。

以 上

環境にやさしいエコドライブ推進運動（実施要領）

1. 目的

我々の生活で排出する二酸化炭素（CO₂）量は年々増加し、このまま排出量が増え続けると地球温暖化が進み、気候が大きく変わってしまう。

特にディーゼル車から排出される窒素酸化物（NO_x）、二酸化炭素（CO₂）、黒煙の低減について国、1都3県（東京都、神奈川県、埼玉県及び千葉県）も規制強化し、平成18年4月1日からは省エネルギー法が改正され、CO₂やNO_xの排出量を国土交通省への報告が義務付けられた。これらのように、国や地方自治体は地球温暖化防止に取り組んでいる。

このような中、当社として「環境にやさしいエコドライブ推進運動」を実施する。

この運動は、一人一人が環境にやさしい運転操作を心がけ、燃料を節約し維持料の向上を図ることが排出ガスを抑制することになるため、重ねて全従業員に対して意識の高揚を図ることを目的とする。

2. 実施期間

「環境にやさしいエコドライブ推進運動」

平成23年11月1日（火）～平成22年11月30日（水）

【参考】ディーゼルクリーン・キャンペーン

平成23年10月1日（土）～平成23年10月31日（月）

3. 最高総括責任者および実施責任者

最高総括責任者	専務取締役	堀 康 紀
総括責任者	運輸営業部長	渡 邊 大 和
総括補佐	運輸営業部	各 課 長
実施責任者	営業所	営業所 長

4. 重点実施項目

環境にやさしい運転の励行

- ① 車庫内、ウォーミングアップは5分以内を目途に、その他については停車しだいエンジンを切る。
- ② アイドリングストップを実施し、ターミナル、折り返し場での待機中はエンジン停止。
- ③ シフトアップは早めに、できるだけ一段上のギア走行、空吹かし厳禁。
- ④ 経済速度で等速運転の励行。
- ⑤ 急発進と急加速はしない。
- ⑥ エンジンブレーキとエキゾーストブレーキの有効活用。
- ⑦ 急ブレーキを避ける。
- ⑧ タイヤの空気圧を適正にし、エアコンは適正温度で使用。
- ⑨ その他あらゆる省エネに心がける。

5. 車両管理の実施事項

- ① 車両の定期点検の完全実施。
- ② 噴射ポンプ点検、その他燃料保持料の向上に関するものの点検整備。
- ③ エンジン回転警報装置のデータを活用し、乗務員に対し指導教育の実施。
- ④ 本社車両課及び、整備管理者による街頭での黒煙等の調査実施。

6. 意識の高揚

全従業員に本運動の主旨と意識の高揚を図るため、次の措置をする。

営業所出入口に「環境にやさしいエコドライブ推進運動実施中」の立て看板を掲出する。

- ① 営業所内に「環境にやさしい運転」を掲示する。
- ② 営業所内の点呼執行所付近に実施要領を掲示する。

7. 社内査察の実施

- ① 本社運輸営業部管理者による添乗査察及び街頭指導を実施する。
- ② 営業所長、運行管理者、整備管理者による査察を実施する。
- ③ 査察場所は車庫内、主なターミナル、折り返し場等において定期的を実施する。

8. 結果報告

実施期間終了後、結果を取りまとめて12月9日（金）までに報告する。

- ① 実施計画 別紙2-1
- ② 実施計画報告 別紙2-2

環境にやさしい運転

1. アイドリングは最小限に
2. 起点・終点ではエンジン・カットの励行
3. 空ぶかしはしない
4. シフト・アップは早めに、
シフト・ダウンは遅めに
5. 経済速度で等速運転の励行
6. 急発進と急加速をしない
7. エンジンブレーキと
エキゾースト・ブレーキの有効活用
8. 急ブレーキはさける
9. エアコンは適正温度で使用

自 平成二十三年十一月 一日
期間

至 平成二十三年十一月三十日

環境にやさしい

エコドライブ推進運動実施中

神奈川中央交通株式会社